



# 人権のひろば

● 人権推進課 ☎84-1228

## 守られていますか？ あなたの人権

— 人権擁護委員はわたしたちの町の相談パートナーです —

「いじめを受けている」「インターネット上で心ない書き込みをされた」「職場や地域で嫌な思いをしている」——。

私たちの身の回りには、さまざまな人権問題があります。



人権擁護委員は、市町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱された民間の立場の相談員です。地域の皆さんに寄り添いながら、人権相談や啓発活動に取り組んでいます。

全国では約 14,000 人、八頭町では 10 人の人権擁護委員が活動しています。

「人権」とは、誰もが生まれながらに持っている、自分らしく幸せに生きるための大切な権利です。人と人が関わり合っ

### 6月1日は「人権擁護委員の日」です

全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された昭和 24 年 6 月 1 日を記念し、毎年 6 月 1 日を「人権擁護委員の日」と定めています。

町でも、6 月 1 日 (月) の午前中に広報車で町内を巡回し、企業や施設を訪問しながら、人権尊重の大切さを呼びかけます。

### 全国一斉「人権擁護委員の日」

#### 八頭町特設人権相談所

**日時** 6月1日(月) 13:30～16:00

**場所** 中央公民館、船岡地区公民館、丹比地区公民館

相談は無料で、秘密は固く守られます。  
ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

### 法務局でも人権相談を受け付けています

#### みんなの人権 110 番

**電話** 0570-003-110

**受付時間** 平日 8:30～17:15

法務局では、電話のほか、インターネットや LINE でも人権相談を受け付けています。



インターネット相談  
(24 時間受付)

### 拉致問題の早期解決に向けて

— 「鳥取県拉致問題等の早期解決を目指す取組の推進に関する条例」が施行されました —

北朝鮮当局による日本人拉致により、多くの家族が、かけがえのない大切な人を突然奪われました。拉致問題はいまだ解決に至っておらず、被害者家族の高齢化や、問題の風化が懸念されています。

こうした中、私たち一人ひとりが拉致問題への理解と関心を深め、拉致被害者やその家族に思いを寄せながら、早期解決に向けた機運を高めていくため、令和 7 年 12 月に「鳥取県拉致問題等の早期解決を目指す取組の推進に関する条例」が施行されました。

県などが実施する啓発活動等にも関心を持っていただき、拉致問題の早期解決に向けて、一緒に考え、取り組んでいきましょう。

**問い合わせ** 鳥取県人権・同和対策課  
☎ 0857-26-7592

#### 関連作品を人権推進課で貸し出しています

DVD 「めぐみ」(25 分)

拉致問題について考えるきっかけとして、ぜひご活用ください。



5 月に掲載したこどもの人権 110 番の番号が誤っていました。お詫びの上、訂正いたします。  
こどもの人権 110 番 ☎ 0120-007-110